2024年度

大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

# 【2 年 短 縮 型】

# 法律科目試験問題：民法（配点：120 点）

**注 意 事 項**

1　机上に各自の「受験票」を出しておくこと。

2　問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。

3　問題冊子は、全部で３ページである。

解答用紙は、全部で８ページである。

問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。

4　解答用紙は切り離さないこと。

解答用紙は、８ページを超えて使用することはできない。

5　解答用紙の上部所定欄に、１ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、２ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。

6　解答は、第１問は１ページから、第２問は５ページから記入すること。

7　解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。

8　解答用紙には黒鉛筆（HB か B）、シャープペンシル（B）、黒ボールペン又は万年筆（黒インク）を使用すること。

（民法）

第１問

以下の【事実】を前提として、後掲の問１から問３までに答えなさい。なお、各問は相互に独立した問題である。

（配点：70 点）

【事実】

Ａは、食品の安全性を売り文句とした和食レストランを経営している。2023 年 10 月 1 日、Ａは、近郊の農家Ｂが無農薬栽培の米を作っていることを聞き、Ｂを訪ねて説明を受けたところ、レストランの食材に適すると考えたことから、Ｂの無農薬栽培のコシヒカリ新米 500 キログラムを 50 万円で購入する契約をＢと締結した。引渡期日は同年 12 月 1 日と取り決められた。

Ｂは、Ｂ所有の無農薬栽培の田のすべてから米を収穫して袋詰めしたところ、全部で 600 キログラムあり、これをＢの所有する倉庫甲に入れ保管した。ところが、同年 11 月 1 日、甲に隣接する他の農家の倉庫が落雷により全焼し、甲もその類焼により一部が焼失してしまった。この火災により、上記の新米 600 キログラムの一部が燃えてしまい、商品として出荷できる状態にあるのはそのうち 300 キログラムのみであった。

なお、同年 10 月下旬頃より、全国的な米の不作により米の価格は上昇し、当初 100 キログラムあたり 10 万円だった無農薬栽培のコシヒカリ新米の市価は、同年 11 月 1 日時点では 13 万円、同年 12 月 1 日時点では 15 万円となっている。

問１

Ｂは、収穫した米のうち 300 キログラムしか引き渡せないことを伝えたところ、Ａは、500 キログラムを引き渡す契約であったから、不足する 200 キログラムも調達して引き渡すようにとＢに求めた。ＢはＡの請求に応じる義務があるか否かを、根拠となる条文を摘示しながら説明しなさい。

問２

Ｂは、収穫した米のうち 300 キログラムしか引き渡せないことを伝え、Ａに 300 キログラムを引き渡した。他方Ｂは、200 キログラム分を引き渡すことができなくなったことについて、自分に非はないので、代金は約束どおり 50 万円全額を支払うよう、Ａに求めている。Ａは代金 50 万円全額を支払わなければならないか否かを、根拠となる条文を摘示しながら説明しなさい。

（民法）

問３

Ｂは、収穫した米のうち 300 キログラムしか引き渡せないことを伝え、Ａに 300 キログラムを引き渡した。仮に、Ａは代金全額を前払いしており、11 月 1 日の倉庫甲の火災はＢの過失によるものであったとする。この場合において、Ａが 12 月 2 日にＢに対し、Ｂの債務不履行に基づく損害賠償を請求するならば、いくらの損害賠償が認められるべきかを論じなさい。

（民法）

第２問

（配点：50 点）

2010 年 4 月、兄Ａは自己の所有する甲地を弟Ｂに贈与し、引き渡した。所有権移転登記手続は、兄弟間の取引でもあることから、行っていなかった。Ｂは、引渡しを受けた後、2023 年 11 月現在に至るまで、甲地を占有し駐車場として利用している。他方、Ａは自らの事業のために資金が必要となったことから、2016 年 4 月に甲地をＣに売却して登記手続も行った。この場合について、以下の問１及び問２に答えなさい。なお、各問は相互に独立した問題である。

問１

Ｃは、2018 年 4 月にＤに甲地を譲渡して登記も移転した。2023 年 11 月になって、Ｄが所有権に基づいて、Ｂに対して甲地の引渡しを求めた。Ｄの請求が認められるかどうかを検討しなさい。

問２

Ｃは、2022 年 4 月にＤに甲地を譲渡して登記も移転した。このときＤは、Ｂが長年にわたり甲地を占有していることを知っていた。2023 年 11 月になって、Ｄが所有権に基づいて、Ｂに対して甲地の引渡しを求めた。Ｄの請求が認められるかどうかを検討しなさい。

# ＜出題の趣旨等　２０２４年度　民法＞

〔出題の趣旨〕

第１問は、売買に基づく制限種類債権の一部が不能となった場合について問うものである。問１は給付危険の負担（調達義務の存否）について、問２は対価危険の負担について、問３は目的物と同種の物の市価が上昇している場合の損害賠償の額について、問う問題である。いずれの問題も、基本的な知識と論述能力を試している。

第２問は、いわゆる「取得時効と登記」に関する基本的な理解を簡単な事例に即して確認する問題である。問１では、時効取得者と時効完成時の所有者との関係についての理解が、問２では、時効取得者と時効完成後の譲受人との関係についての理解が問題となる。いずれの問題も、基本的な知識と論述能力を試している。

なお、言うまでもないが、他の論述式試験科目と同じく、法科大学院で学ぶうえでの基本的学力として、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力があるかどうかが、前提として問われている。

〔配点〕

第１問（計７０点）
　問１　２０点
　問２　２０点
　問３　３０点
第２問（計５０点）
　問１　２０点
　問２　３０点
合計　　１２０点

〔採点基準〕

・第１問について

本問の事例は、種類物売買であり、特定は未だ生じていないが、制限種類債権であることから、売主の債務の一部につき履行不能が生じたといえる。まずこのことを確認する必要がある。問１は、このことをふまえたうえで、民法 412 条の 2 第 1 項に鑑みて検討を行うことが求められる。問２も、上記のように履行不能が生じたことを前提として、民法 567 条 1 項が売買契約における対価危険の移転について定める趣旨をふまえて、または、民法 563 条の定める代金減額請求を行うことによって、Ａは代金 30 万円のみ支払う義務があることにつき、説明が求められる。問３は、目的物と同種の物の市価が上昇している場合の損害賠償の額に関する判例・学説の議論をふまえ、本問の事例における事実に即して、

論じる必要がある。

・第２問について

問１では、まず、登記簿上の所有者であるＤからの所有権に基づく甲地の引渡請求に対して、甲地を占有するＢが取得時効を主張しうることを、民法 162 条 2 項所定の要件に即して確認する必要がある。ついで、判例によれば、時効完成時の所有者であるＤはＢとの関係では物権変動の当事者と同視されるため、Ｂは対抗要件である登記がなくとも時効による所有権取得をＤに主張できることを論じる必要がある。

問２では、時効によるＢの所有権取得を確認したうえで、判例によれば、時効完成後の譲受人であるＤはＢとの関係では民法 177 条の第三者に該当するため、Ｂが時効による所有権取得をＤに主張するには対抗要件である登記が必要であること、またＤが単なる悪意者ではなく背信的悪意者である場合にはＢは登記がなくとも時効による所有権取得をＤに主張できることを論じる必要がある。